

群馬県市町村会館管理組合職員定数条例

平成 7年3月31日
条 例 第 1 号

改正 平成19年2月20日条例第1号

群馬県市町村会館管理組合職員定数条例（昭和四十七年群馬県自治会館管理組合条例第三号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百十七条第三項の規定に基づき、群馬県市町村会館管理組合の一般職の職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の定数）

第二条 職員の定数は、五人とする。ただし、併任者及び休職者は、定数外とする。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。